



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第17号)

目次

ページ

企業管理規程

- 群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 2
- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 2
- 群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程(同) 3
- 群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課) 4
- 群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(同) 4

病院管理規程

- 群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(総務課) 4
- 群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同) 5
- 群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同) 5
- 群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 5
- 群馬県病院局事業職員旅費規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 7

■ 企業管理規程

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第六号

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公舎管理規程(昭和三十八年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「退居届」を「退去届」に改める。  
別記様式第二号中「印」を削り、

氏名	生年月日	性別	本人との続柄	勤務先	学校名等

を

氏名	生年月日	本人との続柄	勤務先	学校名等

に改

める。  
別記様式第三号中「印」を削り、

氏名	生年月日	性別	本人との続柄	勤務先	学校名等

を

氏名	生年月日	本人との続柄	勤務先	学校名等

に改

める。

別記様式第四号中「退居届」を「退去届」に改め、「印」を削り、「退去届」を「退去届」に改める。

退去の理由	
-------	--

を

退去の理由	
-------	--

に改める。

2 退去年月日 年 月 日

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び点検作業等の現場業務(以下この項において「発電に係る現場業務」という。)」を「点検作業その他の管理者が定める業務」に、「発電に係る現場業務に」を「当該業務に」に改め、同条第三項中「及び点検作業等の現場業務(以下この項において「水道に係る現場業務」という。)」を「点検作業その他の管理者が定める業務」に、「水道に係る現場業務に」を「当該業務に」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表経営戦略課の項中「財政係、企画戦略係、財務管理室」を「経理管財係、工事検査係、事業推進室」に改め、同条第二項中「財務管理室に経理管財係及び工事検査係」を「事業推進室に戦略・DX推進係及び財政係」に、「住宅・商業用地係及び板倉ニュータウン販売センター」を「及び住宅・商業用地係」に改め、「施設管理係」の下に「及び施設保全係」を加える。

第四条第五十三号を同条第五十四号とし、同条第五十二号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第五十三号とし、同条中第二十六号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関する事  
第七号中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第四号中「八ッ場発電所」を「四万発電所」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 関根発電所に係る建設工事の施工に関する事(坂東発電事務所に限る。)  
第十一条第一項の表群馬県吾妻発電事務所の項中「及び中之条ダム発電所の業務並びに八ッ場発電所の建設」を、「中之条発電所及び八ッ場発電所の業務」に改める。  
第十一条の二の表群馬県坂東発電事務所の項中「発電係」の下に、「建設係」を加える。

第十一条の四の二第一号及び第二号中「八ッ場発電所」を「四万発電所」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(建設係の分掌事務)

第十一条の四の三 発電事務所の建設係の分掌事務は、次のとおりとする。  
一 関根発電所に係る建設工事の計画、調査、設計及び施工に関する事(管理係及び発電係の主管に属するものを除く。)

二 関根発電所に係る建設工事の統計報告に関する事。  
第二十二条に次の一号を加える。  
二 住宅団地及び板倉ニュータウン(産業地区を除く。)の分譲案内等に関する事。

第二十二条の二第二項の表に次のように加える。

群馬県板倉ニュータウン販売センター 邑楽郡板倉町

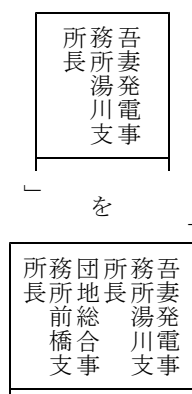
第二十二条の三中「管理係及び」を「管理分譲係、」に改め、「造成係」の下に「及び板倉ニュータウン販売センター」を加える。  
第二十二条の四(見出しを含む)中「管理係」を「管理分譲係」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 住宅団地及び板倉ニュータウン(産業地区を除く。)の分譲案内等に関する事。  
十 板倉ニュータウン販売センターに関する事。

第二十二条の六第一号中「事務」の下に「(板倉ニュータウン販売センターを除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

二 板倉ニュータウンの現地案内業務及び窓口業務に関する事(板倉ニュータウン販売センターに限る。)

別表二の表役付職員のうち「団地総合事務所前橋支所長」を削り、同項中に改める。



附則 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和三年三月三十一日 群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第九号 群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「第十三号から第十五号」を「第十二号から第十四号」に改める。

別表第四に注として次のように加える。  
注 組織規程第九号第一号に規定する管理総合事務所にあつては、事業所長の項第九号から第十三号までの規定の適用については、管理工務部長を事業所長とみなす。

別表第五企業局長の項第二号中「処務規程第四条第一号」を「群馬県企業局公文書管理規程(令和三年群馬県企業管理規程第五号)第四条第一号」に改める。  
別表第十注中「第八条」を「第三条」に改める。

別表第十一中「(前橋支所を除く。)」を削り、同表団地総合事務所(前橋支所に限る。)の項を削る。

附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

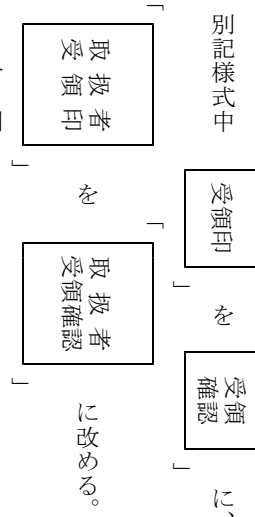
群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十号

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

群馬県企業局被服貸与規程(昭和四十一年群馬県企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「経営戦略課長及び」を削り、「第二号」の下に「第三条に規定する県庁の課長及び」を加え、「受領印を徴して」を「受領確認を受けて」に改める。



附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十一号

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「煙霧検出器」を「煙霧探知器」に改める。

附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

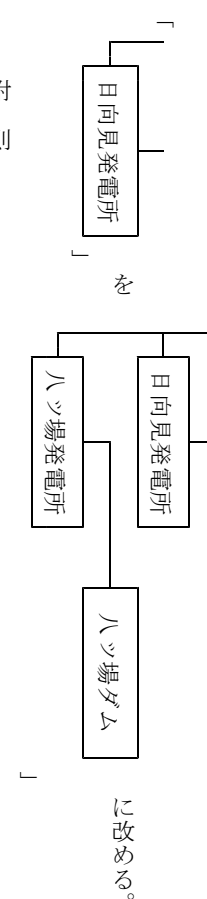
群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十二号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「政務管理課」を「事業推進課」に改め、「(ハッ場発電所の設置の工事に係るものを除く。)」を削り、「設置の工事に係る電気・ダム水路」を「ダム水路」に、「及び狩宿第二発電所の運営並びに工事の計画及び実施並びにハッ場発電所の発電設備及び土木設備の建設」を、「狩宿第二発電所及びハッ場発電所の運営並びに工事の計画及び実施」に改める。



附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「病院改革係」を「病院改革・DX推進係」に改め、同条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。  
第四条第四項中「がん相談支援センター」の下に「地域医療連携室及び」を加える。

第七条第五項中「副院長」の下に、「院長補佐」を加える。  
第九条の表副院長の項の次に次のように加える。

院長補佐

上司の命を受け、医療に係る院内改革について院長を補佐する。

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程」を「群馬県病院局の処務等に関する規程」に改める。

第十七条第二号及び第三号中「ときは」の下に、「院長補佐、副院長及び院長補佐がともに不在のときは」を加える。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第九号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

第三十四条第四項中「第五号」を「第五条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十三号)第三条」を「群馬県病院局公文書管理規程(令和三年群馬県病院管理規程第六号)第十二条」に改め、同条第二項の表中

放送受信料

を

入院中の患者が他の医療機関で受診した場合に支払う診療報酬

に改める。

放送受信料

第百十三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第百五十一条第三項第一号中「三万円」を「五万円」に改める。

別記様式第三十三号の二、別記様式第三十九号及び別記様式第四十号中「丑」を削る。

別記様式第四十六号表面中「外資密通」を「外資密通」に改める。

別記様式第四十九号及び別記様式第五十号中「丑」を削り、「丑」を「丑」に改める。

別記様式第五十六号及び別記様式第六十二号から別記様式第六十四号までの規定中「丑」を削る。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第十号

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第五項」を「第三条第七項」に、「第三条第六項」を「第三条第八項」に、「第三条第七項」を「第三条第九項」に改める。

第二十一条中「第三条第五項から第七項」を「第三条第七項から第九項」に改める。

第二十九条第二項中「六月に支給する場合には百分の百三十三(特定任期付職員にあっては百分の百四十四)、十二月に支給する場合には百分の百二十五(特定任期付職員にあっては百分の百六十七・五)」を「百分の百二十七・五(特定任期付職員にあっては百分の百六十七・五)」に、「六月に支給する場合には百分の百三十三(特定任期付職員にあっては百分の百四十四)」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十三」及び「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百三十三」及び「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第三十六条中「関し必要な事項」を「関して」に改める。  
附則第九項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。 )であるものに限る」に改める。

別表第二医療職給料表(一)の部三級の項中「局長」を「院長補佐又は局長」に改める。  
別表第三専門機関の項中「心臓血管センター又は小児医療センターに勤務する臨床工学技士」を「臨床工学技士の業務に従事する職員」に改める。

別表第五専門機関の項中「局長(一)」を「院長補佐及び局長(一)」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第九項の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第十一号

群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員旅費規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二七級の項中「副院長」の下に、「院長補佐」を加える。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第十二号

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員就業規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「次の各号に掲げる職員の勤務時間は、所属長が当該職員ごとに指定する当該各号に定める時間」を「通勤のため交通機関又は交通用具を利用することを常例とする職員のうち所属長が認めたものの勤務時間は、午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで」に改め、同項各号を削り、同条中

第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、職員の勤務時間は、所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間とすることができる。

- 一 午前七時から午後零時まで及び午後一時から午後三時四十五分まで
  - 二 午前七時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後四時十五分まで
  - 三 午前八時から午後零時まで及び午後一時から午後四時四十五分まで
  - 四 午前九時から午後零時まで及び午後一時から午後五時四十五分まで
  - 五 午前九時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後六時十五分まで
  - 六 午前十時から午後零時まで及び午後一時から午後六時四十五分まで
  - 七 午前十時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後七時十五分まで
- 第四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員の休憩時間は、所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間とすることができる。

- 一 午前十一時から午後零時まで
  - 二 午前十一時三十分から午後零時三十分まで
  - 三 午前十一時四十五分から午後零時四十五分まで
  - 四 午後零時十五分から午後一時十五分まで
  - 五 午後零時三十分から午後一時三十分まで
  - 六 午後一時から午後二時まで
- 第七条第一項中「第三条第五項」を「第三条第七項」に、「第三条第六項」を「第三条第八項」に、「第三条第七項」を「第三条第九項」に改める。

附則  
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第十三号

群馬県病院局宿日直規程の一部を改正する規程

群馬県病院局宿日直規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「副院長」の下に、「院長補佐」を加える。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県病院管理規程第十四号

##### 群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県病院局の処務等に関する規程

第一条中、「文書管理」を削る。

第三条から第六条までを削る。

第七条中「別表第二」を「別表」に改め、同条を第三条とする。

第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、「管理者」を「病院事業の管理者の権限を行う知事(以下「管理者」という。)」に改め、同条を第七条とする。

第十二条を第八条とし、第十三条を第九条とする。

第十四条中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第十条とする。

第十五条を第十一条とする。

第十六条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条第四項中「別記様式第六号」

を「別記様式第五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条を第十三条とする。

第十八条中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条を第十五条とする。

別表第一を削る。

別表第二中「第七条」を「第三条」とし、同表を別表とする。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「第11条」を「第7条」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「第14条」を「第10条」に、「四」を「一」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「第16条」を「第12条」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「第16条」を「第12条」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「第19条」を「第12条」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第七号中「第18条」を「第14条」に、「所屬如」を「所屬如」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

#### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県病院管理規程第十五号

##### 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の九十」を「百分の百二十七・五」に改める。

附則第七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---